

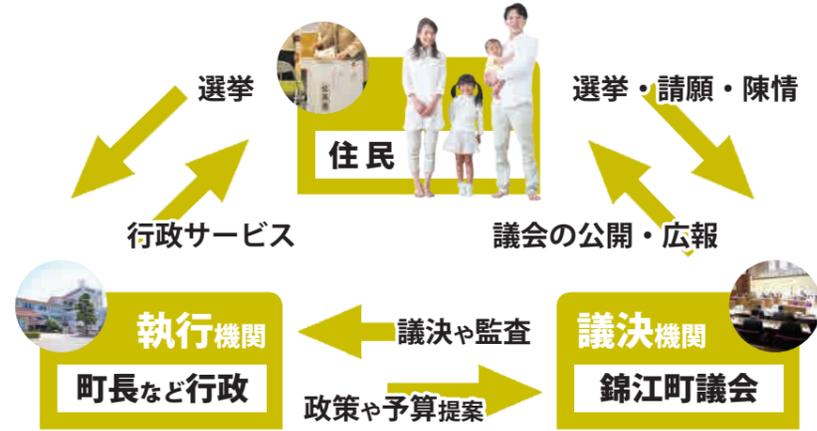


2021. 4.28 錦江町議会議場
令和3年第1回 錦江町議会臨時会
 4月28日に行われた令和3年第1回錦江町議会臨時会。新体制による初めての議会では、議長や副議長のほか常任委員会や議会運営委員会、一部事務組合の議会議員などが選出されました。また、議会の同意を得て教育長に畑中清和氏が任命され、監査委員に浪瀬亮祐議員が選任されました。

議会運営委員会の構成（敬称略）

 委員長 ▶ 染川 金治
 副委員長 ▶ 小吉 昭弘
 委員 ▶
 浪瀬亮祐、落司 道子、厚ヶ瀬 博文

議会の仕組みと役割



議会とは住民を代表する公選の議員をもって構成される、自治体の意思決定機関です。ここでは議会と行政の関係性や組織の仕組み、議会が持つ権限と役割について、錦江町議会の新たな委員会体制なども交えながらお伝えします。

急激な人口減や少子高齢化に加え、急速な社会環境の変化や多様な住民ニーズに幅広く対応するために行政事務も複雑化しています。しかし、さまざまな議案を限られた会期中に審議するには困難を極めます。そこで専門的、効率的に調査や審議を行う組織として設置される常任委員会。錦江町では「総務厚生」と「文教産業」の2つの常任委員会が設置され、先月の臨時議会ですべての委員が決まりました。また、議会運営を円滑に進める議会運営委員会、議会だよりの発行を行う議会報編集委員会の委員も決定しています。

臨時議会で委員会の新体制決定
常任委員会
 幅広い分野、多くの議案を効率よく専門的に調査・研究する内部組織が常任委員会。錦江町議会には「総務厚生」と「文教産業」の2常任委員会が設置され、先月の臨時議会で各委員が決定しました。

総務や財政、企画、会計、住民、税務、選挙、監査、消防、交通、社会福祉、保健衛生、国民健康保険、高齢者医療、介護保険に関する事務を所管する。



- 総務厚生 常任委員会**
- 浪瀬亮祐 委員長
 - 染川金治 副委員長
 - 水口孝俊 委員
 - 中野徳義 委員
 - 川越裕子 委員
 - 落司道子 委員

文教産業 常任委員会

- 厚ヶ瀬博文 委員長
- 小吉昭弘 副委員長
- 池田行徳 委員
- 久保勇太 委員
- 久本晃 委員
- 笹原政夫 委員

学校教育や社会教育、農業、林業、漁業、土木、土地改良、商工、観光、町有住宅、簡易水道、農業集落排水、都市計画や開発に関する事務を所管する。



議会とは、住民から選ばれた25歳以上の議員で構成され、町の条例や予算など私たちの生活に関わる重要な事項を審議・決定する機関です。議会が可決しなければ行政は政策を執行できないことから「議決機関」とも呼ばれる議会。それに対して、議会の決定に基づいて実際に仕事を行うのが行政であり「執行機関」と呼ばれます。互いの関係性から車の両輪にも例えられる行政と議会。それぞれの立場で政策や意見を出し合いながら、住みやすいまちづくり実現に向けた政策を進める、住民代表の意思決定機関が「議会」です。

議長と副議長は選挙で選ばれ、議長は議場の秩序を保ち、会議の運営や進行といった統括的な役割を担う代表的な立場にあります。また、議長を補佐し、議長が欠けた際の代わりを務めるのが副議長。その他、幅広い分野の議案を専門的に審議するための内部組織として設置される委員会には、常に設置している常任委員会と議会運営委員会、必要に応じて臨時的に設置される特別委員会があり、各委員は議長の指名で決められ任期は2年。いずれかの委員会に所属し、委員会ごとに専門的な調査や研究を進めながら審議します。

議会には、議決権や選挙権、同意権、調査権など法律によって多くの権限が与えられています。

- 議決権：町長が提案する条例や予算、一定金額を超える契約の締結などを審議し、可否を決定する重要な権限。
- 選挙や同意権：議長や副議長、選挙管理委員会を選挙で決めるほか、副町長や教育委員、監査委員などを選任するときは議会の同意が必要です。
- 調査と検査権：町政方針や行政運営、予算や条例など、一般質問や委員会質問を通じて適正な行政運営が行われているか住民の代表として調査できます。行政事務や出納状況を調査するなど町政を監視する権限も与えられています。

- 議会の仕組みと役割
- 議会の組織と体制
- 議会が持つ権限



常任委員会が自主的に所管する事務について行う調査で、行政など執行機関に対して具体的な政策や施策を提言します。最近の事例では、さつまいもの病害対策調査として関係機関への聞き取りや、現地調査を行い、基腐病に対する生産者への指導体制や、薬剤の購入支援を町に提言しています。



錦江町議会では、議会活動に関する情報を積極的に発信するため、議会報告会を年1回以上開催しています。昨年は新型コロナの影響を受けて中止したため、自治会長を通じて意見や要望を聞き取って調査を実施しました。今後も感染状況を踏まえ、さまざまな方法を模索して情報発信していきます。

*上記権限は主なもの、審査権や意見表明・提出権、監査請求権など多くの権限があります。